

鹿児島県建築物耐震改修促進計画に対するパブリックコメントの結果

- 1 実施期間 令和4年12月23日（金）から令和5年1月23日（月）
- 2 意見の件数 6件（1名）
- 3 提出された意見の概要、それに対する県の考え方

御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
<p>(1) P2 第1章 3(1) 国が策定している「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という）」では、「令和12年までに耐震性が不十分な住宅を、（中略）おおむね解消することを目標とする。」となっております。</p> <p>特に鹿児島県では、南海トラフ地震に関しては、死者2,000人、建物全壊が14,900棟と甚大な被害が想定されているものの、現状の耐震化率が全国平均を下回っている現状を踏まえ、令和12年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消するとする県の耐震化の目標設定に賛同します。</p>	<p>建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、具体の施策を推進してまいります。</p>
<p>(2) P5 第2章 3(5) 「市町村や関係団体と連携し、建築物防災週間等の機会を通じて、地震時に倒壊の危険性がある通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握に努め、所有者等及び設計者・施工者に対し、注意喚起を行い、適切な補強方法による改修・撤去等の安全対策の促進を図るとともに、市町村は、支援制度その他必要な施策の実施に努める。」ことについて賛同いたします。</p> <p>なお、大阪府北部地震ではブロック塀の倒壊により痛ましい事故が発生しましたが地震によるブロック塀の倒壊は1978年宮城県沖地震時に大きく問題視され、さらに2016年の熊本地震においても再度クローズアップされるなど、都市部における大規模地震で問題となっております。</p> <p>鹿児島県においても、少なくとも都市部においては、通学路等と限定せず、ブロック塀等の実態把握に努め、適切な補強方法による改修・撤去等の安全施策を推進していただきたい。</p> <p>なお、些細な話ではありますが、先に記載のように地震によるブロック塀の倒壊は大阪府北部地震以前からも社会問題化していたと認識しており、1頁目の2パラの大阪府北部を震源とする地震の記載は誤解を招くように感じます。</p>	<p>本県におきましては、従来から地震時に倒壊の危険性があるブロック塀等に係る安全対策の促進を図っているところですが、平成30年の大阪府北部地震における被害を踏まえ、通学路等の沿道のブロック塀等について優先的に取り組むこととしております。</p>

<p>(3) P6 第2章 4(3) ご高尚のとおり、「大規模盛土造成地」は、大規模地震による盛土造成地の被害を受け、制定された「宅地造成等規制法」に基づき定められております。 しかし、2021年に発生した静岡県熱海市における盛土崩壊による災害により、宅地造成等規制法等の規制では必ずしも十分でないことが判明し、本年5月「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という）」が改正公布されており、公布後1年以内に施行されることとなっております。盛土規制法は、県に対して5年毎の基礎調査、それを踏まえての各種規制区域の指定を求めています。県民に対し、日常点検の必要性など、宅地防災に関する意識向上のための啓発のみでなく、県としても現「宅地造成等規制法」に基づく大規模盛土造成地の情報提供・安全性の確認等はもちろんのこと、県民の生命および財産を守るために、国が設定しているKPI目標（施行後5年以内に全都道府県等が規制区域を指定）よりも、迅速に「盛土規制法」に基づく各種規制区域の指定をお願いしたい。</p>	<p>今後も引き続き、市町村における大規模盛土造成地の安全性把握調査等を促進するとともに、宅地防災に関する意識向上のための啓発等に努めてまいります。</p>
<p>(4) P8 第3章 1 「地震の危険度、避難場所や危険箇所等を表示した地図（地震防災マップ）を早期に作成し、公表することにより、地域住民への避難情報の提供や地域防災に対する意識啓発に努める。」ことに関し賛同いたします。 地震はいつ発生するかわからないため、早急に地震防災マップを全市町村にて作成いただきたい。</p>	<p>地震防災マップについては、早期に作成、公表がなされるよう、市町村に対し必要な助言等を行うなど支援してまいります。</p>
<p>(5) P8 第3章 2 「県及び市町村は、耐震診断及び耐震改修の相談窓口を設置し、建築関係団体、耐震改修支援センター及び(公財)鹿兒島県住宅・建築総合センターなどの専門家と連携して、県民からの幅広い相談に対応できる体制づくりと情報提供の充実に努める。この際、所有者等が、リフォームに併せて耐震改修に取り組むことができるよう、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターのリフォーム支援ネット等との連携により、リフォームに関する専門的な相談、情報提供にも対応できるよう取り組む。」について、賛同いたします。 なお、悪質リフォーム業者や自然災害の急増に伴う住宅修理に付随するサービスを提供する悪質業者についても、県民に情報提供を願いたい。</p>	<p>ご意見の内容につきましては、関係機関等とも連携しながら取り組むこととしております。</p>
<p>(6) P8 第3章 本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第1項に基づき策定されており、当該法律の趣旨からいえば、計画としての記載範囲は建築物の耐震化に限られるものと考えられますが、県民の生命・財産を保護する観点から建築物に収容される家財や工作物である塀、あるいは地震防災マップなどに言及するなど、県民の目線に立った計画を立案していることにつき敬意を表します。 なお、耐震化された住宅等であっても、当該住宅等は倒壊を免れても、損傷を免れることは困難と考えられることから、生命、身体を保護した後に、震災後においても住み慣れた地域で、速やかに住宅を復旧・復興することは重要と考えております。そのためには、被害者生活再建支援制度等の公助の充実、および、国と民間保険会社が共同で運営する地震保険の普及について記載すべきと思慮いたします。</p>	<p>本計画に基づき、相談体制の充実に図ることとしており、地震保険に関する情報も含め情報提供を行い、更なる啓発及び知識の普及を図ってまいります。 いただいたご意見を踏まえ、P5の3耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要(1)について、次のとおり修正しました。 旧) さらに、専門家・事業者情報、助成制度等についての情報提供や所有者等の個別の事情に応じた助言等を行い、… 新) さらに、専門家・事業者情報、助成制度や地震保険等についての情報提供、所有者等の個別の事情に応じた助言等を行い、…</p>